

令和5年4月10日

鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部長

運転中の機械への接触による災害について（注意喚起）

当部管内では、1月は運転中のベルトコンベアの点検作業をしていたところヘッドプーリとベルトの間に手が巻き込まれる災害、2月は運転中のロータリーバルブの点検口に手を差し入れた結果、回転部に接触する災害が発生しました。また、4月にも運転中のベルトコンベアの補修作業を行ったところ、ベルトとキャリアローラーの間に補修材（足場板）が巻き込まれ、補修材とフレームの間に手を挟まれる災害（不休傷）が発生しています。

当部は、災害が発生した鉱山に対し、本災害に係る原因の究明と再発防止に関する措置の実施を指導したところです。

貴鉱山におかれても、鉱山保安法施行規則第12条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について、

- 運転中に補修、注油又は掃除等の作業をしないなど、安全かつ適正な使用方法、作業方法、作業手順が定められているか
- 上記事項が請負を含む全ての鉱山労働者に周知されているか
- 機械等に適切な保安設備が設けられているか

を至急、点検・確認して不備が認められた場合は速やかに改善し、作業者に適切な作業や保安の指示を行う等、鉱山における保安の確保に万全を期すようお願いいたします。

【参考資料】

1. 災害等情報（速報）
2. 参考となる鉱山保安法令（抜粋）

災害等情報（速報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置のため（コンベア）	発生日時： 令和5年1月25日（水） 9時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 47歳、作業員、直轄、勤続年数2年11ヶ月、担当職経験年数2年11ヶ月						
罹災程度：左尺骨骨幹部骨折（重傷・休業見込3週間）						
<p>【概要】</p> <p>1月24日（火）夕方からの降雪により砕鉱場（乾式及び水洗式）の各施設においてベルトコンベア及び歩廊等に着雪及び凍結が発生し、砕石資材（破碎前の鉱石）にも着雪があったので1月25日（水）6時30分から作業員14名により砕石資材の除雪を行うとともに、8時00分頃から砕鉱場内の各施設の復旧作業を行っていた。 <写真1参照></p> <p>作業員は砕鉱場内の各所に別れ、罹災者及び罹災者の上司の作業員Aの2名は乾式砕鉱場のベルトコンベアの着雪の除去作業を開始した。</p> <p>着雪を除去後、ベルトコンベアの動作確認のため、罹災者はヘッドプーリ側へ、作業員Aはテールプーリ側へと別れた。</p> <p>9時00分頃、電源スイッチをオンにしたところ、ヘッドプーリ本体への着雪居つきによりヘッドプーリ自体のみが回転しベルトは動かなかった。罹災者は停止の合図をせず稼働したままの状態です。石頭ハンマーを用いてヘッドプーリの着雪を除去するためベルト内側からヘッドプーリを叩いていたが、突然ベルトが動き始め、石頭ハンマーを握ったままヘッドプーリとベルトの間に左手が巻き込まれた。</p> <p>作業員Aは罹災者からのうめき声を聞き確認したところ歩廊にうずくまっていたため、確認したところ左手の甲が腫れ、肘の着衣が破れていた。 <写真2～4参照></p> <p>作業員Aは保安管理者に連絡をとり、保安管理者は社用車にて病院へ罹災者を搬送した。</p>						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 太田、鈴木、土屋 電話番号 052-951-2561</p>						



写真 1

ベルトコンベア（全景）

ヘッドプーリ

ベルトコンベア進行方向

テールプーリ



写真 2

ヘッドプーリ自体は回転したが
ベルトは動かなかった



写真 3

スイッチを入れた状態で
ハンマーにてベルト内側
からプーリを叩いた
(再現)



写真 4

突然ベルトが動き出し
左手が巻き込まれた
(再現)

参考となる鉱山保安法令（抜粋）

○鉱山保安法

（鉱業権者の義務）

第五条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

一、二（略）

三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

第七条 鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、経済産業省令の定めるところにより、機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のため必要な措置を講じなければならない。

○鉱山保安法施行規則

（機械、器具及び工作物の使用）

第十二条 法第五条第一項及び第七条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。

○鉱業権者が講ずべき措置事例

第10章 機械、器具及び工作物の使用

1 鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順」とは、次のとおり。

- * 「安全かつ適正」とは、例えば、「機械の運転中に補修、注油又は掃除をしない。」などの作業を行う箇所やその周囲の状況に応じたものをいう。
- * 「使用方法」とは、「起動（開始）時」、「通常使用時」及び「使用停止時又は終了時」の操作方法をいい、これらの使用時における保安上の注意事項を含む。
- * 「作業方法」、「作業手順」とは、「通常の作業時」に加え、「修理時」、「清掃時」、「故障又は破損時等の通常の使用が出来ない時」及び「複数で行う共同作業時」も含む。

2 鉱山保安法施行規則第12条の使用方法を定めることを要す主な機械、器具等は、次のとおり。

（1）運搬関係

（1）～（4）（略）

（5）コンベア（ベルト、チェーン、流体、バケットエレベータ、スクリュー、振動）

以下略。